訪問看護サービス
契約書

＝　医療保険用　＝

令和 8 年　月　日

(株)GOEN
あげいん訪問看護
東京都大田区東雪谷5－2－8
TEL03－6451－7899
FAX03－6451－7898

訪問看護サービス契約書（医療保険）

甲（利用者）　　様

乙（事業者）（株）GOEN

あげいん訪問看護

（居宅サービス契約の目的）

第1条　乙は関係法令及びこの契約書に従い、甲が居宅において療養生活を営むことができるよう、このサービスを提供します。

乙は、主治医の指示書に従って甲に対しサービスを提供します。

甲は、乙からサービスの提供を受けたときは、乙に対し、別紙重要事項説明書の記載に従い、利用料自己負担分を支払います。

（契約開始）

第2条　この契約の初回は、

令和　8　年　　月　　日　とします。

（甲の解約権）

第3条　甲は乙に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、3日以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日には契約は解除されます。

（甲の解除権）

第4条　甲は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除できます。

一　乙が、正当な理由なく、本契約に定める訪問看護サービスを提供せず、甲の請求にもかかわらず、これを提供しない場合。

二　乙が、第9条に定める守秘義務に違反した場合。

三　乙が、甲の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められるとき。

（乙の解除権）

第5条　乙は、甲が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、この訪問看護サービス利用契約の目的を達成することが著しく困難となったときは、文書により、2週間以上の予告期間をもって、この契約を解除します。

（利用料の滞納）

第6条　甲が正当な理由なく乙に支払うべき利用料の自己負担分を3ヶ月分以上滞納した場合には、乙は甲に対し、1ヶ月以上の期間を定めて、期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除する旨の催告をすることができます。

乙は、甲が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもってこの契約を解除することができます。

（契約の終了）

第7条　次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約を終了します。

一　甲が死亡したとき。

二　第3条に基づき、甲から解約の意思表示がなされたとき。

三　第4条に基づき、乙から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。

四　第5条に基づき、乙からの契約の解除の意思表示がなされたとき。

（損害賠償）

第8条　乙は、甲に対する訪問看護サービスの提供にあたって、甲又は甲の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに甲又は甲の家族に対して損害を賠償します。但し、乙に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

前項の場合、甲又は甲の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

（秘密保持）

第9条　乙及び乙の従業員は、正当な理由がない限り、甲に対する訪問看護サービスの提供にあたって知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らしません。

乙は、乙の従業員が退職後、在職中に知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

乙は、甲の個人情報を用いる場合は甲の、甲の家族の個人情報を用いる場合は甲の家族の同意を得ない限り、サービス提供者会議等において、甲又は甲の家族の個人情報を用いません。

（苦情処理）

第１０条　甲又は甲の家族は、提供された訪問看護サービスに不満がある場合、いつでも別紙重要事項説明書記載の苦情申立機関に、苦情を申し立てることができます。

なお当事業所の苦情申立窓口は下記の通りです。

名　称　　（株）GOEN　あげいん訪問看護

電　話　　03-6451-7899　　FAX　03-6451-7898

担当者　　管理者　渡邊由美

乙は、甲に提供した訪問看護サービスについて、甲又は甲の家族からの苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

乙は、甲が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

（サービス内容等の記録作成・保存）

第１１条　乙は、甲に対してサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日、内容等の必要事項を、所定の書面に記載します。

乙は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から2年間保存します。

甲は、乙に対し、いつでも第１項に規定するサービス提供に関する記録の閲覧・謄写を求めることができます。但し、謄写に際しては、乙は甲に対して、実費相当額を請求できるものとします。

（契約外条項）

第１２条　本契約に定めない事項については、諸法令の定めるところを尊重し、甲及び乙の協議により定めます。

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。甲の判断能力に障害がみられる場合、家族・成年後見人等を代理人として立会い署名捺印するものとします。

令和 8 年　　月　　日

（乙）居宅サービス事業者

所在地　　東京都大田区東雪谷５－２－８

名　称　　（株）GOEN

あげいん訪問看護

管理者　　渡邊　由美　　印

説明者氏名　　渡邊　由美　　印

（甲）利用者　　住　所　東京都大田区＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

代理人　　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（続柄:　　）

【契約書別紙】

訪問看護サービス内容説明書

当事業者が、あなたに提供するサービスは以下の通りです。

1．提供する訪問看護サービス

病状観察、バイタルサイン測定

ご利用期間：令和８年　月　日　～令和　　年　　月　　日

曜　　日	時　　間
	:　　～　　:
	:　　～　　:

① このサービスの提供にあたっては、利用者様の状態の軽減もしくは悪化の防止となるよう、適切にサービスを提供します。

2　サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。もし分からないことがあったら、いつでも担当職員にご遠慮なく質問してください。

3　サービスの提供にあたっては、別紙訪問看護計画書に基づき、利用者の機能の維持回復を図るよう適切に実施いたします。

④ 提供した訪問看護に関しては、利用者様の健康手帳の医療の記録に必要な事項を記載します。

5　訪問看護の提供開始に際しては、主治医の文書による指示に従います。

6　当事業者は主治医に対し、訪問看護計画書および訪問看護報告書を提出します。

2．利用料金

利用者様が支払う利用者負担額は、以下の通りです。

（1）医療保険適用分

項　目		内　容	療養費の額	回数	1月あたりの利用料
基本のサービス	訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日目まで	5,550円		円
		週4日目以降	6,550円		円
	訪問看護基本療養費Ⅱ（同一建物、同一日2人）	週3日目まで	5,550円		円
		週4日目以降	6,550円		円
	訪問看護基本療養費Ⅲ	末期の悪性腫瘍患者等が、入院中に外泊する場合等	8,500円		円
早朝・夜間訪問看護加算		午前6～8時、午後6～10時	2,100円		円
深夜訪問看護加算		午後10時～午前6時	4,200円		円
訪問看護管理療養費 訪問看護管理療養費1		月の初日	7,710円		円
		2日目以降	3,010円		円
難病等複数回訪問加算（同一建物2人以下）		1日2回	4,500円		円
		1日3回以上	8,000円		円
複数名訪問看護加算		週1回	4,500円		円
退院時共同指導加算		主治医の所属する保険医療機関又は介護保険施設と連携した場合	8,000円		円

特別管理指導加算	特別な管理が必要な者で、退院時共同指導を行った場合 （がん末期等は2回まで）	2,000円		円
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める長時間の訪問の場合	8,400円		円
	必要と認められ、退院日に在宅指導した場合	6,000円		円
24時間対応体制加算	緊急時に対応できる体制があり看護業務の負担軽減の取組を行っている場合	6,800円		円
緊急時訪問加算	在宅療養支援診療所・病院の医師の指示により訪問した場合	2,650円 月14日まで		円
		2,000円 月15日目以降		円
特別管理加算	重症度の高い利用者	5,000円		円
	上記以外	2,500円		円
長時間訪問看護加算	特別管理加算に該当する利用者等で90分を越える時	5,200円		円
ターミナルケア療養費1	在宅で死亡、あるいは24時間以内に在宅以外で死亡	25,000円		円
ターミナルケア療養費2	施設で死亡、あるいは24時間以内に施設以外で死亡	10,000円		円
訪問看護情報提供療養費	入院、入所先への情報提供	1,500円		円
在宅患者連携指導加算		3,000円		円
訪問看護医療情報連携加算	月1回	1,000円		円
看護・介護職員連携強化加算	月2回	2,500円		円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回まで	2,000円		円
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ（週3まで）	30分以上の場合	5,550円		円
	30分未満の場合	4,250円		円
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ（週4以上）	30分以上の場合	6,550円		円
	30分未満の場合	5,100円		円
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ	外泊中の訪問看護	8,500円		円
訪問看護医療DX情報活用加算	オンライン請求やオンライン資格確認を行っている	50円		円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ) R8.6～	主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る評価料	1,830円		円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ) R9.6～	主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る評価料	2,880円		円
訪問看護物価対応料1 R8.6～	月の初回	60円		円
	2日目以降	20円		円
訪問看護物価対応料1 R9.6～	月の初回	120円		円
	2日目以降	40円		円
1月あたりの合計額				円
保険適用分				円
利用者負担額				円

（2）実費分

①土日や祝祭日（事業所の営業日以外） 6時～22時：60分毎3,500円
22時～6時：60分毎4,500円
年末年始 6時～22時：60分毎4,000円
22時～6時：60分毎5,000円
平日の長時間(90分を超えての訪問) 30分毎1,500円
土日や祝祭日の長時間（60分を超えての訪問） 30分毎2,000円
※特別管理、特別指示、15歳未満の超重症児以外の方は週2回目以降
以下の場合は、全額自費（保険法に基づく）となります
難病や末期等を除く週4回以上の訪問および同一日複数回訪問
同一日に2か所の訪問看護事業所から訪問看護を利用された場合
入院中、外泊時に訪問した場合
退院、退所同一日に訪問した場合（退院支援指導加算算定者を除く）

②交通費 ： 徒歩、自転車、バイクでの訪問は無料

③死後の処置料 ： 一律 20,000円

④サービス提供に関する記録の謄写 ：1枚500円

⑤介護用品 ： 実費

（3）その他

① 利用者様のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は、利用者様のご負担になります。

2 訪問看護サービスが、医療保険の適用を受ける場合、原則として利用料の1割から3割をお支払いいただきます。

③ 当事業者は、利用者様に対し、15日前後に、サービス提供日、当月の利用料の内訳を記載した利用料明細書を作成し、請求書に添付して送付します。

4 毎月の利用料は、基本的に口座引き落としでお支払いください。

3. キャンセル料

利用日の前営業日の17：30までにご連絡いただいた場合 無料
利用日の当日にご連絡いただいた場合 予定訪問の実費分の60%
利用日の当日になってもご連絡いただかなかった場合 予定訪問の実費相当分
（容体の急変や緊急入院等に関しては、この限りではありません）

4. 保険給付の請求のための証明書の交付

サービス提供証明書が必要な場合は、いつでも交付しますので、お申し出ください。

訪問看護サービス重要事項説明書

利用者様に対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者が利用者様に説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者概要

事業者名称	(株)GOEN　あげいん訪問看護
所在地	東京都大田区東雪谷５－２－８
法人種別	株式会社
管理者名	渡邊由美
電話番号	03－6451－7899
FAX番号	03－6451－7898

2. 事業の目的と運営方針

あげいん訪問看護は、可能な限りご自宅で日常生活を営むことができるよう、利用者様の立場に立ち、医療と福祉・介護の総合的な視点をもって訪問看護サービスを提供いたします。
また、医療や介護を必要とする方が必要な介護を適切に受けることができるように介護保険をはじめ社会保障をより良くする立場で取り組んで行きます。

3. 事業所の職員体制（基準：2.5人以上/1事業所）（令和8年6月1日現在）

職員資格	常勤	非常勤
保健師	1名	0名
看護師	5名	1名
作業療法士	0名	0名
合　計	5名※	1名※

※1名は看護師、保健師の両方の資格あり

4. 営業時間

土曜、日曜、祝日および年末年始（12月30日～1月３日）を除く

平　日　8:30　～　17:30

5. 事業の実施地域

大田区	石川町　鵜の木　上池台　北千束　北馬込　北嶺町　久が原　下丸子　多摩川　千鳥 田園調布　田園調布本町　田園調布南　仲池上　中馬込　西馬込　西嶺町　東馬込 東嶺町　東雪谷　南久が原　南千束　南馬込　南雪谷　雪谷大塚町 （詳細はお問合せください）
その他	世田谷区、目黒区、品川区の一部地域

※上記地域以外でもご希望の方は、ご相談ください。

6. サービス内容・利用料

（1）医療保険適用分

項　目	内　容		金　額 (1回当たり)

基本のサービス	訪問看護基本療養費Ⅰ	訪問するたびに算定	週3回まで	5,550円
			週4回目以降	6,550円
	訪問看護基本療養費Ⅱ	同一建物居住者を同一日に訪問した場合に算定（同一日2人）	週3日目まで	5,550円
			週4日目以降	6,550円
	訪問看護基本療養費Ⅲ	末期の悪性腫瘍患者等が、入院中に外泊する場合等	入院中1回	8,500円
早朝・夜間訪問看護加算		午前6時～午前8時まで	同一建物2人以下	2,100円
		午後6時～午後10時まで		
深夜訪問看護加算		午後10時～午前6時まで		4,200円
難病等複数回訪問加算（同一建物2人以下）		末期の悪性腫瘍・厚生労働大臣が定める疾病等・特別訪問看護指示書により同日複数回訪問した場合	同日2回	4,500円
			同日3回以上	8,000円
訪問看護管理療養費		訪問するたびに算定	月の初日	7,710円
訪問看護管理療養費1			2日目以降	3,010円
退院時共同指導加算		主治医の所属する保険医療機関又は介護老人保健施設と共同し利用者に対し在宅での療養上必要な指導を行い文書により提出した場合、特別な管理が必要な者で、退院時共同指導を行った場合		8,000円
特別管理指導加算				2,000円
退院支援指導加算		訪問看護指示書に基づいて、訪問看護師等が退院日に在宅において指導を行った場合	厚生労働大臣が定める長時間訪問の場合	8,400円
			上記以外の場合	6,000円
24時間対応体制加算		利用者又は家族からの電話等により看護に関する意見を求められた場合、常時対応可能な体制をとり、看護業務の負担軽減の取組を行っている場合	利用者の同意の下、その月の第1回目の訪問日に加算	6,800円
緊急訪問加算		緊急の利用者の求めに応じ、在宅療養支援診療所・病院の医師の指示により訪問した場合。1日につき1回に限り加算	月14日まで	2,650円
			月15日以降	2,000円
特別管理加算Ⅰ		気管切開指導管理・気管カニューレ・留置カテーテル（胃瘻・経管栄養・バルン）・中心静脈栄養・ドレーンチューブを使用している状態等	その月の第1回目の訪問日に加算	5,000円
特別管理加算Ⅱ		酸素療法・疼痛等の管理指導がある。 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態。真皮を超える褥瘡の状態。 点滴を行っている状態		2,500円
長時間訪問看護加算		特別管理加算に該当する利用者等に対しての訪問看護が90分を超える場合	週1回につき加算	5,200円
乳幼児加算（6歳未満）		厚生労働大臣が定める者		1,800円
		上記以外の場合		1,400円
複数名訪問看護加算（同一建物2人以下）		ご家族等の同意を得ている場合であって、利用者様の身体的理由により一人の訪問看護師による訪問看護が困難な場合	週1回に限り加算	4,500円
在宅患者連携指導加算		保険医療機関又は保険薬局と文書等により情報共有を行うとともに、共有された情報を	月1回に限り加算	3,000円

	踏まえ療養上必要な指導を行った場合		
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算 訪問看護情報提供 療養費1.2.3	保険医・保険薬剤師又は介護支援専門員と共同で利用者宅に赴き、共同で療養上必要な指導を行った場合 入院、入所先への情報提供	月2回に限り加算	2,000円 1,500円
精神科訪問看護基本 療養費Ⅰ（週3まで）		30分以上	5,500円
		30分未満	4,250円
精神科訪問看護基本 療養費Ⅰ（週4以上）		30分以上	6,550円
		30分未満	5,100円
精神科訪問看護基本 療養費Ⅳ	外泊中の訪問看護		8,500円
ターミナルケア療養費	終末期において、利用者様、家族等と医療、ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた、利用者様本人による意思決定を基本とし、多専門職種から構成される医療・ケアチームとしてターミナルケアの方針の決定を行い、実施し、記録した場合。		25,000円
訪問看護医療DX 情報活用加算	オンライン請求やオンライン資格確認を行っている	月1回	50円
訪問看護医療情報連携 加算	ICTを用いた医療情報連携を行っている	月1回	1,000円
訪問看護ベースアップ 評価料(Ⅰ) R8.6～	主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る評価料	月1回	1,830円
訪問看護ベースアップ 評価料(Ⅰ) R9.6～	主として医療に従事する職員の賃上げを継続して改善を図る評価料	月1回	2,880円
訪問看護物価対応料1 R8.6～	物価上昇に段階的に対応するための加算	月の初回	60円
		2日目以降	20円
訪問看護物価対応料1 R9.6～		月の初回	120円
		2日目以降	40円

7. 苦情申立窓口

当事業所は、利用者様からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、訪問看護サービス等に関する利用者様の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

当事業所は、前項の苦情の内容等について記載し、当該利用者様の契約終了の日から約2年間保存します。

相談窓口担当者	（株）GOEN あげいん訪問看護　管理者　渡邊由美
相談受付時間	8:30 ～ 17:30（休業日を除く）
電話番号	03—6451－7899

8. 緊急時の対応

サービス提供中に容態の変化があった場合は、速やかに、主治医、救急隊、緊急時連絡先に連絡いたします。

主治医	氏　名	
	医療機関名称	
	所在地	

	電 話 番 号	

緊急時連絡先 （家族等）	氏名（続柄）	（　　）
	住　所	
	電 話 番 号	

9. 事故発生時の対応

当事業所は、サービス提供に際し、利用者様に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者様の家族等に連絡を行うと共に、必要な処置を講じます。

当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者様の契約終了から2年間保存します。

当事業所は、利用者様に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シュミレーション)の実施等を取り組みます。

11. 虐待の防止のための措置

利用者様の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生またはその発生を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めます。

12. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組みます。

13. 事業継続計画(BCP)

感染症や非常災害の発生等において、事業を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催するなどの措置を講じます。

14. 災害発生時の対応

災害規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害状況を把握し安全を確保したうえで、業務を再開し利用者様の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携を行います。

令和 8 年　月　日

当事業者は、訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

（乙）事業者　所在地　　東京都大田区東雪谷5－2－8
事業所名　（株）GOEN
あげいん訪問看護
管理者　　渡邊 由美　　印

説明者氏名　　渡邊 由美　　印

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、事業者からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

（甲）利用者　住 所 東京都大田区＿＿＿＿

氏 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

代理人　住 所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（続柄:　　）

個人情報の取り扱いに関する同意書

1. 個人情報の取得方法について
訪問看護は主治医により「訪問看護指示書」の交付を受け情報を得ます。
その他関連機関より、サービス提供にあたって必要な情報の提供を受けます。
ご利用者・ご家族から、訪問時に看護に必要な情報を得ます。

2. 取得する個人情報
「個人情報の利用目的」の達成に必要な個人情報（次の①から⑤の要配慮個人情報を含む。）。
1　病歴
② 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害
③ 医師その他医療に関連する職務に従事する者（医師等）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（健康診断等）の結果
④ 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導や診療や調剤が行われた内容
⑤ 要配慮個人情報（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪履歴、身体障害）

3. 利用目的
（1） 訪問看護ステーション内での利用
ご利用者に提供する看護サービス（計画・報告・連携・相談等）
ご利用者への看護サービスの質向上（ケア会議・研修等で匿名にて利用）
医療保険・介護保険請求等の事務、ご利用者に係る事業所の管理運営業務
事故等の訪問・連絡・相談　で利用します。
（2） 他の事業所等への情報提供
訪問看護サービスを実施するにあたり、関連する医療機関、居宅介護支援事業所、介護サービス事業者、自治体などの公的機関、ご家族介護者へ心身の状況説明など必要な個人情報の提供を行います。
具体的には、主治医をはじめとする関連機関へ毎月「訪問看護計画書・報告書」を、医療保険者には「訪問看護療養費明細書」を提出します。またご利用者が医療機関へ入院、または介護保険施設に入所される際には、継続看護のために必要な「訪問看護サマリー（要約書）」を提供します。
（3） その他上記以外での利用
行政機関の指導・監査、第三者機関による評価を受ける場合に利用します。
訪問看護ステーションで行われる学生の実習への協力（個人情報に関する誓約書あり）で利用します。

4.　利用期間
サービスの提供を受けている期間

5. 使用する条件
（1）個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、事業所およびその職員は、個人情報の提供にあたっては関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払います。職員の退職後も同様です。
（2）個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録します。

私（及び私の家族）は、前記に定める個人情報の利用や個人情報取り扱いについて説明を受けその内容について同意します。

令和 8 年　月　日

【契約者】 利用者　住 所 東京都大田区

氏 名　　印

家族代表 住 所

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（続柄:　　）

代筆者　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（続柄:　　）

【事業者】　所在地　〒145－0065　東京都大田区東雪谷5－2－8
名　称　(株)GOEN　あげいん訪問看護